

維持管理計画書

第 1 章 地域および地積

本地域は、淀川右岸に位置する三島平野の大部分を占め、北は東海道線、南は淀川および神崎川に接する耕地をもって形成されている。

その関係市は、高槻市、茨木市、摂津市、吹田市を包含する。市別、町別、地目別の地積は、別冊別表(1)・(2)のとおりである。

第 2 章 地域の現況

第 1 節 地 形

本地域は、大阪府の北部、淀川、神崎川の北西部と三島郡の山間部および千里丘陵の間に介在するおおむね平坦な地区で、地勢は東北より西南の方向へ約4,000分の1内外の勾配で傾斜している。地域の標高は、OP4.0mから15m内外である。地域の大部分は、淀川を水源とする肥沃なる水田にして畑は非常に少なく、地下水位は1.8mより1m程度である。

第 2 節 気 象

気象は、大体温暖にして季節風の影響を受けるが、一般に特記すべきことはなく、冬期においては西南の風が特に強い。

一般気象および特殊気象は、次表のとおりである。

一般気象

観測所名		大阪管区気象台										位置：北緯34° 40' 東経135° 32'					海拔23m	
自1971	至2000	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計		備考		
平均気温	5.8	5.9	9.0	14.8	19.4	23.2	27.2	28.4	24.4	18.7	13.2	8.3	-℃		年平均	16.5℃		
平均降水量	43.7	59.7	99.5	121.1	139.6	201.0	155.4	99.0	174.9	109.3	66.3	37.7	1306.1mm		月平均	108.8mm		
平均降水日数	3	3	6	7	6	8	6	4	6	6	4	2	61日		5mm以上			
霜	晩霜 一月一日		降霜期間 一日										平均気温		25.8℃			
雪	根雪初 一月一日		根雪期間 一日										降水量		630.3mm	日数	24日	
風	最大風速		24.8 m/sec (風向 W)										無霜期間		5月～10月			

特殊気象 [M16/1 ~ H18/11]

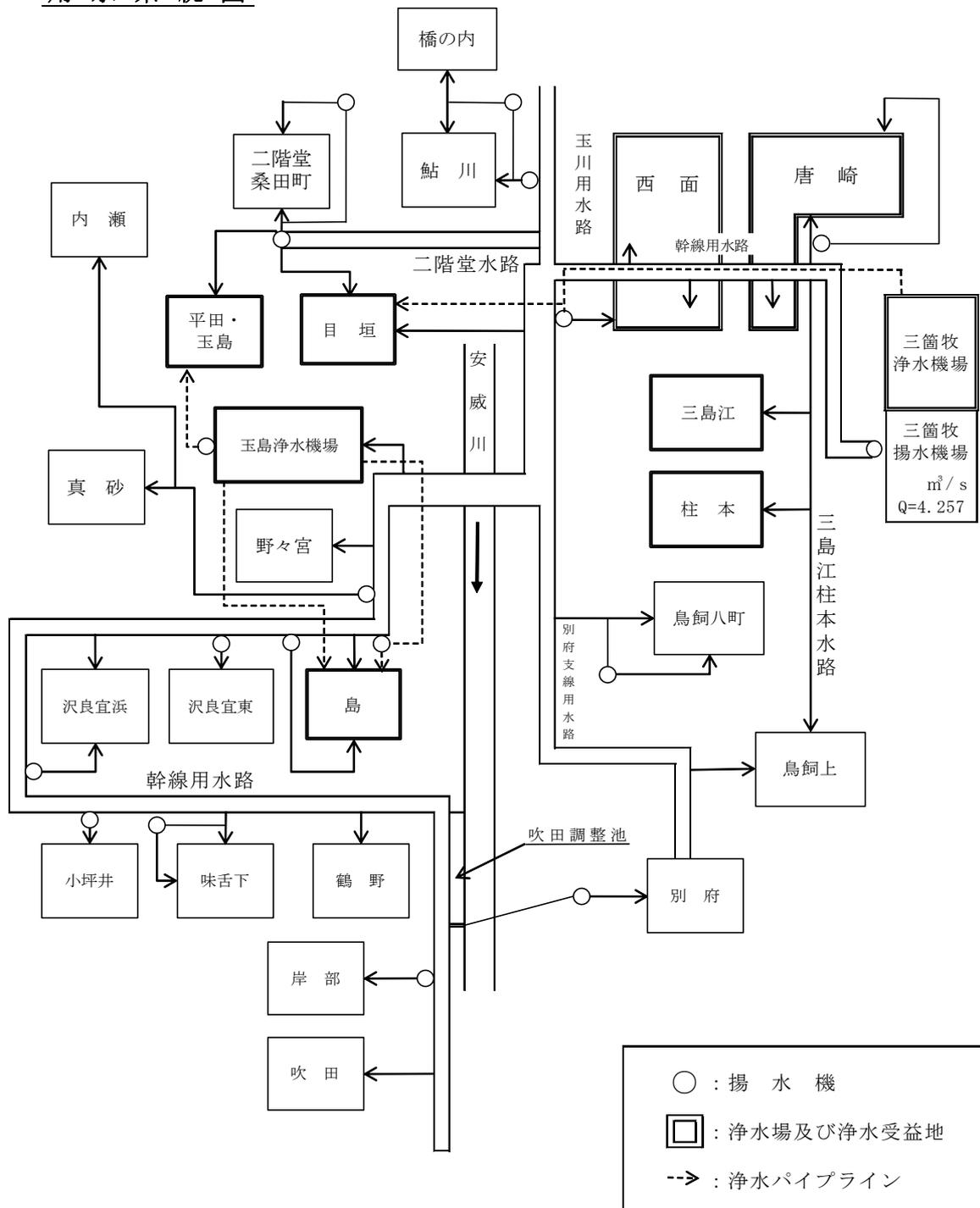
自年至年	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位		計画採用値	
	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日
最大日雨量	250.7	S 32. 6.26	183.2	S 10. 6.29	174.7	M 29. 8.3	174.0	H 1. 9.3	155.0	H 16. 10.20	152.0	1/10
最大時間雨量	77.5	S 54. 9.3	65.0	S 53. 7.10	64.5	H 2. 9.13	63.8	S 15. 7.10	63.2	S 16. 8.20	48.4	1/10
最大連続雨量	467.4	M 38. 6.13 ～24	374.5	M 36. 6.25 ～29	329.0	S 10. 6.20 ～7.6	326.0	H 7. 6.30 ～7.7	324.0	H 2. 9.13 ～20		
最大連続旱天日数	42日	M 26. 7.19 ～8.28	38日	M 10. 12.8～ 11.1.14	37日	S 14. 8.3 ～9.8	34日	S 17. 7.3 ～8.5	34日	S 20. 7.22 ～8.24	27日	1/10

第 3 節 水利状況

本地域の用水は、大部分淀川より取水し、他は一部安威川および反覆水を利用している。
以下地区別に、水利状況を説明する。

- (1) 高槻市芥川以東（五領・大冠地区）は、高槻市東部土地改良区所管の五領揚水機場により、淀川より取水して灌漑している。
平常時の排水は、五領地区は檜尾川（野田伏越樋）を、大冠地区は芥川（芝生大樋）をそれぞれ伏越して、番田水路に流入し神崎川へ排水されている。
洪水時の排水は、五領地区においては高槻市の玉子・今戸・前島排水機場により直接淀川に、大冠地区は、高槻市所管の大冠排水機場および大阪府淀川右岸流域下水道高槻水みらいセンターより淀川にそれぞれ排水している。
- (2) 高槻市如是地区の用水は芥川より取水し、排水は番田水路に流入している。
- (3) 高槻市富田地区は、用排水とも柳川水路を利用している。
- (4) 高槻市三箇牧地区、摂津市鳥飼地区（鳥飼上・鳥飼八町）は、三箇牧揚水機場により取水し灌漑しているが、地盤の高低差の関係で三箇牧地区のうち唐崎の一部は唐崎揚水機場により、また鳥飼地区のうち鳥飼八町の一部は鳥飼北部揚水機場により再度揚水のうえ灌漑している。
排水は、鳥飼水路・三箇牧水路を経て幹線排水路から神崎川に排水されている。
- (5) 摂津市味生地区（別府地区）は、三箇牧揚水機場から別府支線用水路および溝ノ口揚水機場により灌漑されている。
排水は、味生排水路から神崎川に排水されているが、一部は幹線排水路にも流入している。
- (6) 摂津市鳥飼地区（鳥飼上・鳥飼八町以外）・味生地区（別府地区以外）は、摂津市所管の五久樋・河原樋で淀川より揚水機にて直接取水し灌漑している。
このうち鳥飼地区の大部分の排水は、鳥飼水路・鳥飼三箇牧水路より幹線排水路を経て神崎川に、味生地区は味生排水路より神崎川に排水されている。
- (7) 茨木市三島地区・玉島地区・玉櫛地区、摂津市三宅地区・味舌地区、吹田市岸部地区、吹田土地改良区内の用水は、三箇牧揚水機場により取水し幹線用水路を経てそれぞれの地区を灌漑しているが、地盤の高低差の関係により鮎川・二階堂・菱川・加円・小坪井・味舌・真砂東揚水機場等により再度揚水のうえ灌漑している。
なお、三島地区・玉島地区の一部は、安威川よりも取水し灌漑している。
- (8) 吹田地区への用水は、三箇牧揚水機場から送水しているが、遠方であり到達までに時間を要するため、摂津市正雀本町に調整池を設け、送水時間短縮をはかりながら灌漑している。
- (9) 茨木市三島地区・玉島地区（安威川以東）の排水は、番田水路へ流入し、玉島地区（安威川以西）・玉櫛地区の排水は、北川排水路より番田水路へ流入し、また、玉島地区（島・野々宮）は、権保水路により鳥飼三箇牧水路に流入し、それぞれ幹線排水路より神崎川へ排水されている。
- (10) 摂津市三宅地区の排水は、鶴野水路より鳥飼三箇牧水路を経て幹線排水路より神崎川へ排水されている。
- (11) 摂津市味舌地区の排水は、味舌排水路により一旦安威川流域下水道味舌ポンプ場を経て安威川に排水されている。
- (12) 大阪府所管の番田水門が閉鎖されたとき、幹線排水路流域の大部分の排水は、大阪府安威川左岸ポンプ場および摂津市管理の鳥飼北部排水機場にて安威川に排水される。

用水系統図



第 3 章 維持管理計画

第 1 節 目 的

この地域の用水は、その大部分が淀川からの揚水取水によるため、三箇牧揚水機場は常にその機能を発揮できるよう、不断の整備を必要とする。また、各地区の揚水機場についても適宜点検整備を実施し、円滑な用水供給を図るものとする。

用水路・排水路は通水に支障のないよう年次計画を立て補修浚渫を実施するとともに、付帯構造物となる取水樋・排水樋についても、補修・注油・防錆処置等を施し、万全を期している。

本計画を樹立することにより、土地改良施設の適正な維持管理と合理的なかんがい排水を行い、農業生産性の向上、農業総生産の増大、農業構造の改善に資することを目的としている。

第 2 節 かんがい施設関係

(1) かんがい施設の種類、規模および維持管理の方法

別冊別表(3)のとおりである。

(ア) 揚水機場	三箇牧揚水機場ほか
(イ) 浄水機場	三箇牧浄水機場ほか
(ウ) 用水路	合同水路ほか
(エ) 用水樋門	玉川樋門ほか

(2) 配水の時期および方法

苗代用水の送水は、毎年4月中旬から用水施設の送水準備完了と同時に、三箇牧揚水機場の運転を開始し、全地区に送水を始める。

三箇牧地区および目垣地区については三箇牧浄水機場で、また島・玉島・平田地区については玉島浄水機場で、それぞれ浄化された普通期の補給水を送水している。

三箇牧地区・二階堂地区・中部地区には、各々用排水調整委員会が組織されている。

委員会は毎年2回以上開催され用水配分の日割りを検討し、利水調整規程に定められた配水計画に基づき地区用排水調整委員ならびに実行組合長等と連絡を密にして配水を行う。

なお、吹田土地改良区関係地区については、別途協議して配水を行う。

(104ページ用水系統図参照)

(3) かんばつ時における措置

かんばつにより淀川の水位が低下してポンプ能力が低下したときは、導水路(取水口)および吸水槽の浚渫工事を施工し、引水を十分出来るようにするとともに臨時にポンプを設置し、用水の水位低下に対し幹線用水路等から再度揚水する。

次に、関係地区組合員に対し節水を徹底するように務めると同時に、各排水路への流出を防止する。

また、配水計画の再編成を行う。

(4) 他の農業水利団体との関係

用水については、三箇牧揚水機場に関連する地域のみである。

管内には吹田土地改良区があるので、緊密に連絡を取り配水の調整を図る。

第 3 節 排水施設関係

(1) 排水施設の種類、規模、構造および維持管理の方法

別冊別表(4)のとおりである。

(ア) 排水路	番田水路ほか
(イ) 井 堰	番田堰ほか
(ウ) 排水樋門	芝生大樋ほか

(2) 排水の時期および方法

この土地改良区の区域内の排水系統を大別すると下記のとおりである。

水路名	関係地区
番田水路	五領・大冠地区および富田・如是地区ならびに目垣・鮎川地区
三箇牧水路	三箇牧地区および目垣・野々宮地区の一部
北川排水路	玉櫛・玉島地区
鳥飼水路	鳥飼全地区および柱本地区の一部ならびに島・野々宮地区
鶴野水路	三宅地区
味舌水路	味舌地区
味生排水路	味生地区

高槻市域のうち五領地区は、異常降雨時の排水は、玉子・今戸・前島の排水機場から淀川へ排水し、常時排水は檜尾川を伏越している野田樋・檜尾川樋を経て大冠地区内に入り芝生大樋から番田水路へ排水する。

大冠地区については、洪水時には大冠排水機場および淀川右岸流域下水道高槻水みらいセンターから淀川へ排水し、常時排水は芝生大樋から番田水路へ排水する。

高槻市三箇牧地区については、柱本の一部を除き全部三箇牧水路へ排水する。

茨木市域のうち目垣地区および野々宮地区の一部の排水は、三箇牧水路・番田水路へ排水し、また、安威川以西元茨木川までの地区排水については、高瀬川・北川排水路により番田水路に排水する。島・野々宮地区の排水は、二軒屋伏越樋より鳥飼三箇牧水路へ排水する。

摂津市鳥飼地区および高槻市柱本地区の一部は、鳥飼水路より三ツ樋を経て幹線排水路へ排水する。

摂津市三宅地区の排水は、鶴野伏越樋により権保水路を経て鳥飼三箇牧水路へ、味舌地区は味舌水路へ排水する。

摂津市味生地区は、味生排水路より神崎川へ排水する。

(105ページ排水系統図参照)

(3) 洪水時における措置

この土地改良区においては警戒体制をとり、適切に各樋門の開閉およびごみの除去を行うとともに、関係機関における各地区の排水ポンプの稼働を確認する。

(4) 他の農業水利団体および市との関係

管内には高槻市東部土地改良区、高槻市富田土地改良区、吹田土地改良区があり、それぞれが維持管理を行っている。

管内の市は、高槻市・茨木市・摂津市および吹田市の4市にわたり、各市における工場進出、あるいは宅地開発が進んでおり、公共下水道をもって処理されているが、下水道分流区域の雨水排水については、農業用の排水路が兼用されている現状である。

しかるに排水路の維持管理については、土地改良区が管理主体として実施している実情であるので、各市においても、管理費の相当分を負担するものとする。今後とも排水路の負担については、各市と定例的に協議していく。

第 4 節 農業用道路その他農用地の保全 または利用上必要な施設関係

特記すべき事項はない。

(維持管理計画書)

第 5 節 他の事業等との関係

この土地改良区の関係地域においては、大阪府の行う流域下水道事業および関係市の行う公共下水道事業、区画整理事業、道路改良事業、また土地改良施設を活用し環境に配慮した事業などそれぞれの事業計画に伴う諸関連事業等、多岐にわたって他事業との関連性があるので、これらの事業に対しては、本区定款、規約、施設使用ならびに手数料徴収規程等により、関係機関および地区住民等と十分協議・調整を行い、施設の多面的機能を図るとともに、適正な維持管理に努める。

第 4 章 維持管理費

前章第2節および第3節に掲げる施設の維持管理を充分に行うに当たっては、年度ごとに定める予算（別冊別表5）の範囲内において、この土地改良区の職員の直営または請負によって実施するものとする。

なお、支派線水路等の維持管理に万全を期すため、地元自治会・実行組合等の協力を得て、草刈り等を実施する場合は、資機材の提供あるいは労務賃の補助を別途定めた要領に基づいて行うことができる。

第 5 章 維持管理費等積立金

維持管理費積立金は、毎年度総代会の議決により、その一部を維持管理費に充当する。

土地改良施設更新積立金は、この土地改良区が管理する土地改良施設の大規模修繕および施設更新事業等に要する費用に充当する。

第 6 章 効 果

施設の維持管理を充分に行うことにより、諸施設の所期の機能、効用を発揮させ、円滑な用水の適切な配水を行い、減産防止と労力節減を期待することができる。

附 則

1. この変更維持管理計画書は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和5年4月1日から施行する。